

取扱区分：「公開」

平成30年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年9月10日(月) 10時03分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

平成30年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年9月10日(月) 午前10時03分 ~ 10時24分

2 場 所 周南市役所 2階共用会議室 H

3 会議に付した議案

議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条による 農用地利用集積計画について	8件
報告第31号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第32号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第33号	非農地証明について	7件
報告第34号	農地の転用の制限の例外による届出について	2件

4 出席委員

第1番	原 田 雅 之 君	第2番	歳 光 時 正 君
第3番	竹 安 昌 巳 君	第4番	林 俊 一 君
第5番	松 田 孝 行 君	第6番	藤 原 典 子 君
第7番	岩 田 実 君	第8番	弘 中 壽 君
第9番	山 崎 光 夫 君	第10番	徳 本 勉 君
第11番	秋 貞 啓 子 君	第14番	田 中 栄 作 君
第15番	藤 井 孝 君	第16番	笠 井 保 雄 君 (職務代理者)
第17番	西 田 孝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

第12番 佐 伯 伴 章 君

第13番 高 橋 恵 君

6 関係人

農林課係長 瀬 川 章

7 事務局職員

局 長 藤 井 豊 次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いいいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第12番佐伯 伴章委員、第13番高橋 恵委員の2名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いいいたします。

開会（午前10時03分 ～ ）

議長（西田会長）

おはようございます。

それでは只今より、平成30年第10回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第6番、藤原 典子委員さん、第14番、田中 栄作委員さんのご両名にお願いいいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第28号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいいたします。

議案書の1ページをお願いいいたします。

事務局長

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●字●●●●に所在する農地の畑1筆の268平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠隔地で耕作できないため手放したいとのことであり、譲受人は、定年後の農業経営安定のために、耕作していきたいとのことです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約83アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜を栽培される計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番笠井です。

笠井 保雄委員

第1番について、去る8月25日に現地の確認及び調査を実施しました。

申請人は遠方のため、電話にて意思確認いたしました。

申請地は、畑で268平方メートルと狭小の農地で、丁度お寺の前に位置します。

現況は、サツマイモが植えてありました。

譲渡人は遠方に住んでいて、この農地しかなく譲受人を探していて、この申請地に隣接する農地を耕作している今回の譲受人が、この農地を譲り受けて、耕作することになったとの事です。

譲受人は、現在、●●市在住ですが、この申請地に隣接した所に実家があり現在、お母さんが住んでおられ、その日も、お母さんと妹さんが在宅で、現況をお聞きしました。

現在、所有農地は、水稻が作付けされていまして、本人は休日を利用して通作されているとのことでした。

現在、58歳で定年も近く、定年後は実家に帰って農業に従事したいとの事で、規模拡大のため、購入したいとの事で、軽トラ他、トラクター、田植機、コンバインと農業機械は一通り揃っているとの事で、この地域はいわゆる中山間地域で、空き家や耕作放棄地も加速的に増えている現状で、担い手として、地域も活性化し多いに期待出来ると思います。

何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、議案書の2ページをお願いします。

議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

議長（西田会長）

事務局次長

今月の農地法第5条による許可申請は、1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

譲受人は、市内に居住の会社員の方です。

現在、借家住まいで手狭なため、子供の成長に伴い、自己用住宅を建築するものです。

なお、譲渡人は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もないことから売却することになり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から北東に約350メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市●●●一丁目●●番●、地目は畑、地積は181平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、建物平面図でございます。

次に、建物立面図でございます。

最後に現地の写真でございますが、外側が境界ラインで、内側が建物ラインでございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により用途地域第一種住居地域に存在している、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入申込書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業

計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については、公共下水道への接続です。

また、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番笠井です。

笠井 保雄委員

第1番について、去る9月2日申請人と現地で意思確認並びに調査したことを報告いたします。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明通りで間違いありません補足説明いたします。

申請地は、畑で面積は181平方メートルと狭小の農地で、現況は草が刈ってある状況でした。

譲渡人は、高齢と離れた団地に住んでいるため、最近は耕作していないとの事でした。

譲受人は現在借家住まいで手狭なためと、子供が二人いて、子供の成長に伴い自己用住宅を建設したいとのことで、今の借家から近く、譲受人の妻がこの地域の出身で、自分と同じ小学校に入りたいとのことで、この申請地を選んだとの事でした。

この地域の小学校も年々生徒数が減少する現在、若い人がUターンして貰える事は、大変喜ばしいことです。

なお、今回、申請地の近くに原田委員さんの自宅と農地も隣接しているため、この議案の担当ではありませんが、一緒に立会して頂き調査いたしました。

事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も添付されていて、何ら問題な

いと思います。

議長（西田会長）

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第30号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いします。

それでは、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成30年9月10日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙1の「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長（西田会長）

それでは、議案につきましては、農林課の瀬川係長さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、瀬川さん、お願いいたします。

農林課

瀬川係長

それでは、議第30号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

本日は7月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、10月1日の公告となるもので

ございます。

内容につきましては、●●地区・●●地区・●●地区の3地区におきまして7件、11筆の案件、並びに、農地中間管理機構への貸付が、●●地区におきまして、1件、1筆の案件でございます。

農地中間管理機構からの転貸先としましては、新規就農パッケージ支援者の●●氏となっております。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号1番につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第31号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

議案書の4ページをお願いします。

報告第31号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を

議長（西田会長）

事務局長

受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いします。

報告第32号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ及び7ページをお願いいたします。

報告第33号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いします。

報告第34号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合、面積の制限はなく、また2アール未満の農地を自己用の農業用倉庫等に転用する場合、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出2件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第34号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第10回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時24分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年9月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 藤 原 典 子

委 員 田 中 栄 作